

一般社団法人プレゼンテーション協会大学校

検定試験約款

一般社団法人 プレゼンテーション協会（以下「当協会」という。）は、当協会が提供する検定試験（以下総称して「本サービス」という。）の提供に際して、約款（以下「本約款」という。）を定めるものとします。

本約款において、以下の各用語は、以下の意義を有するものとする。

受験者：当協会との間で利用契約を締結し、本サービスの提供を受ける個人または法人

第1条（目的）

本約款は、当協会が提供する検定試験の利用条件を定めたものであり、本サービスの利用にあたり、受験者は本約款に予め同意するものとします。

第2条（有効期間）

本約款の有効期間は、本サービスの開始月から終了月までとします。

第3条（本サービスの対価及び費用の支払）

本サービスの対価は、当協会ホームページに定める金額とし、当協会が定める期日及び方法により支払うものとします。

第4条（解約）

受験者は、本サービスの対価を支払った後は、理由の如何を問わず、返金を求めることができないものとします。

第5条（業務の遂行）

当協会は、本サービスを、善良なる管理者の注意をもって遂行します。

第6条（権利の帰属等）

当協会が作成した資料の著作権及びそれらに含まれるノウハウ・コンセプト・アイデア等の知的財産権は、すべて当協会に帰属するものとします。

第7条（禁止事項）

受験者は、検定内容を録音・撮影・複製、またはこれらに含まれる情報を第三者に対して提供もしくは公表してはならない。

第8条（本サービスの解除）

受験者及び当協会は、相手方が本約款に定めるいずれかの条項に違反し、かつ、当該違反の書面による是正要求を受けた後 10 日以内に当該違反が是正されなかった場合には、かかる相手方に対する書面の通知をもって本サービスの一部又は全部を解除することができるものとします。

2. 受験者及び当協会が、次の各号に該当する場合は、相手方は何ら催告なくして本サービスの一部又は全部を解除することができるものとします。

- ①自ら振り出し、もしくは引き受けをした手形又は小切手が不渡りとなり、あるいは支払不能状態に陥った場合
- ②自ら破産、民事再生、会社更生、特別清算その他の手続きを申し立て、又は第三者から申し立てられた場合
- ③銀行取引停止又は差押・仮差押・仮処分・強制執行等を受けた場合
- ④相手当事者の名誉もしくは信用を損なうおそれのある行為を行なった場合
- ⑤受験者が2ヶ月以上費用の支払いを遅延した場合

3. 本条第1項及び第2項の場合、被解除権者は解除権者に対し、損害賠償その他一切の請求をしないものとします。

第9条（再委託）

当協会は、本サービスの全部または一部を受験者の承諾なく第三者に委託することができるものとします。

第10条（契約上の地位移転等の禁止）

受験者及び当協会は、本契約約款に基づく権利又は義務の全部もしくはその一部を相手方の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡もしくは移転し又は第三者のための担保に供する等一切の処分をしてはならないものとします。但し、当協会が、前条の規定に基づいて本件業務の全部又はその一部を第三者に再委託する場合は、この限りではありません。

第11条（不可抗力による免責）

当協会は、戦争、暴動、災害、事故、講師の死亡または事故など、不可抗力により本サービスの提供が遅滞、変更、中断または廃止した場合には、これによって発生した受験者の損害について、一切の責任を負わないものとします。

第12条（秘密保持）

受験者及び当協会は、相手方によって開示され、又は本サービスの履行ないし本サービスの遂行過程で取得された相手方の固有の技術上・営業上その他業務上の情報を秘密として扱うものとし、本サービス約款の履行中はもとより、本サービス終了後においても、当該相手方の事前の書面による承諾なく、これらの情報を本約款の目的以外に使用し、又は第三者に開示してはならないものとします。

2. 受験者及び当協会は、本サービスの履行に関与する従業員その他の者に対しても、前項の義務を遵守させなければならないものとします。